

「日本品質・真正品認証・登録マーク」(認証マーク) 使用規程

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

1. 目的

この規程は、一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が実施する「日本品質・真正品認証制度」（以下適宜、「本制度」という。）の日本品質・真正品認証・登録 実施要領（以下、「実施要領」という。）第10条「10. 認証・登録証及び認証マークの使用について」の規程に基づき、日本品質・真正品認証・登録により登録証の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）が、日本品質・真正品認証・登録を受けた商品（以下、「登録品」という。）に関して、「日本品質・真正品認証・登録マーク」（以下、「認証マーク」という。）を使用するにあたって必要な事項を定めます。

2. 認証マークの使用

登録者は、本規程に基づき認証マークを使用することができます。

認証マークの使用にあたっては、登録品自体又は当該登録品の包装における使用ができます。また、日本品質・真正品認証・登録の範囲内で当該登録品の広告における使用ができます。

ただし、登録者は、認証マークの使用に際して故意又は過失により推進協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を推進協議会に賠償しなければなりません。

また、申請者及び登録者は、認証マークを自らの責任において使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、推進協議会は一切の責任を負いません。

3. 認証マークの使用期間

登録者の認証マーク使用期間は、日本品質・真正品認証・登録証に記載された日本品質・真正品登録の日から2年間とします。その後、日本品質・真正品認証・登録の更新を行わなければ、認証マークを継続して使用することはできません。

4. 条件

使用にあたっては、以下の条件を順守してください。

4-1. 改変、又は第三者への譲渡若しくは使用許諾の禁止

認証マークの商標権、著作権は推進協議会に属し、登録者はこれを改変し、又は第三者に

譲渡し若しくは使用許諾することは出来ません。認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾したことが判明した場合、実施要領第9条「認証・登録の取消し」の規程及び日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その1の関連規定にしたがい、当該認証マークの使用の基礎となる日本品質・真正品認証を取り消します。

4-2. 日本品質・真正品認証・登録マーク使用の手引の順守

認証マークの使用については、別途定める「日本品質・真正品認証・登録マーク使用の手引」を順守してください。

4-3. 信用の毀損防止

登録者は、登録品自体又はその包装等において認証マークを使用する場合、及び、広告等において使用する場合等、認証マークの使用をする場合、認証マークに化体する信用の毀損防止に努めなければなりません。

日本品質・真正品認証を受けた商品の製造及び販売並びに認証マークの使用に際して、故意又は過失により、認証マークに化体する信用を著しく毀損させた場合、実施要領第9条「9. 認証・登録の取消し」の規程及び日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その1の関連規定にしたがい、当該認証マークの使用の基礎となる日本品質・真正品認証を取り消すことがあります。その場合、認証マークの使用の許可は当然に取り消されます。当該認証・登録の取り消しが行われた場合、当該信用毀損に対する改善策が確認されて日本品質・真正品認証・登録の取消し理由の克服がなされなければ、当該登録者であったものは、当該登録品であったものに関し再度の日本品質・真正品認証・登録の申請はできません。

5. 認証マークの使用状況等の調査

推進協議会は、認証マークを使用する登録者に対して使用状況等の調査を行うことがあります。

附 則 この規程は、2018年11月12日から施行します。